

## 市川市下水道事業審議会条例 (平成5年3月26日条例第14号)

最終改正:令和5年3月23日条例第14号

改正内容:令和5年3月23日条例第14号 [令和5年7月21日]

○市川市下水道事業審議会条例

平成5年3月26日条例第14号

### 改正

平成6年3月29日条例第1号  
平成11年3月24日条例第4号  
平成18年3月24日条例第1号  
平成23年3月28日条例第4号  
令和5年3月23日条例第1号  
令和5年3月23日条例第14号

市川市下水道事業審議会条例

(設置)

**第1条** 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市川市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

**第2条** 審議会は、本市が行う下水道事業の運営に関する事項について市長の諮問に応じ答申するとともに、下水道事業に関し必要な調査、研究及び審議を行う。

(組織)

**第3条** 審議会は、非常勤の委員15名で組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3名
- (2) 学識経験者 3名
- (3) 市民の代表者 6名
- (4) 関係機関の代表者 3名

(委員の任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第6条** 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

**第8条** 審議会の事務は、下水道部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

**第9条** 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(審議会の運営その他必要な事項)

**第10条** 前各条に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月24日条例第1号抄）  
（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月28日条例第4号抄）  
（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年3月23日条例第1号抄）  
（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年3月23日条例第14号）

この条例は、令和5年7月21日から施行する。

---